

平成18年(行ツ)第143号

平成18年(行ヒ)第164号

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の名古屋高等裁判所平成17年(行コ)第42号政務調査費返還請求事件について、同裁判所が平成18年2月15日に言い渡した判決に対し、上告人兼申立人らから上告及び上告受理の申立てがあった。よって、当裁判所は、次のとおり決定する。

主 文

本件上告を棄却する。

本件を上告審として受理しない。

上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

理 由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告をすることが許されるのは、民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告理由は、違憲をいうが、その実質は事実誤認又は単なる法令違反を主張するものであって、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきもの

とは認められない。

よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成19年4月24日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 田 原 睦 夫

裁判官 上 田 豊 三

裁判官 藤 田 宙 靖

裁判官 堀 籠 幸 男

裁判官 那 須 弘 平

当 事 者 目 録

名古屋市

上告人兼申立人

愛知県春日井市

上告人兼申立人

愛知県豊田市

上告人兼申立人

愛知県半田市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

名古屋市

上告人兼申立人

上記7名訴訟代理人弁護士

新	海		聡
佐	竹	靖	紀
間	宮	静	香
佐	久	間	信
杉	浦	英	司
滝	田	誠	樹
			一

濱 嵐 将 周
西 野 昭 雄
平 井 宏 和

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号

被上告人兼相手方 愛知県知事 神 田 真 秋

名古屋市中区三の丸3丁目1番2号 愛知県議会議事堂内

同 補 助 参 加 人 自由民主党愛知県議員団

同 代 表 者 吉 川 伸 二

同 所

同 補 助 参 加 人 民 主 党 愛 知 県 議 員 団

同 代 表 者 中 村 友 美

同 所

同 補 助 参 加 人 公 明 党 愛 知 県 議 員 団

同 代 表 者 米 田 展 之

これは正本である。

平成 19 年 4 月 24 日

最高裁判所第三小法廷

裁判所書記官 池田英樹

